

業 務 再 点 検 結 果 報 告

部署名	総合食料局食糧部消費流通課
部署の業務内容	① 主要食糧の買入れ・販売・保管・運送関係 ② 米穀販売業者に対するコンプライアンス対策 ③ 農産物検査関係 ④ 米の消費拡大関係 ⑤ 政府米の品質管理関係

項 目			対応	点 検 結 果 の 概 要
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	・政府米の買入れ、販売に関する入札結果等を公表するなど透明性確保に努めている。また、関係業界とも積極的に意見交換や情報提供を行っている。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	・米の消費拡大について、様々なメディアを通じて国民にPRしており、国民から一定の関心・評価を得ている。
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	○	・事故米穀の不正規流通問題に関しては、発覚以降、多くの苦情や問い合わせがあり、その対応に苦慮したところである。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	・官房情報評価課作成の「外部からの提供情報の管理マニュアル(試行版)」による対応を課内で周知している。
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。	—	
	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	・政府米の販売先の関係業界等に対し、積極的に情報を提供の上、政策決定の際などには、意見交換を行い、ニーズの把握に努めている。(農産物検査に関する規格見直しの際には、生産者団体等、幅広い関係者の意見を聞いている。)
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	・米の消費拡大については、「めざましごはんキャンペーン」を全国展開し、朝ごはんの効用等について、国民にPRしているところである。
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	×	・業務の内容や作業現場等、報道関係者の取材に丁寧に対応している。
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	×	
		説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
	業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	○	・政府米の買入・販売・保管・運送に係る業務については、関係業界と深く関係し、特別会計にて必要となる予算を計上しているところである。
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	・用途を制限して販売した政府米の適正流通のため、購入目的に合致した使用がなされているか等を立入検査等により確認している。

		現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	○	・米の価格の上昇局面では、コストに転嫁したい米穀販売事業者と価格を上げて欲しくない消費者との利害は一致しない。
項 目			対応	点 検 結 果 の 概 要
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	○	・MA米について、販売直前にカビ及びカビ毒のチェックを実施している。
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	○	・事故米穀を今後二度と流通させないよう、国の在庫保有中に問題が生じた場合は、これを廃棄することとしている。 ・「政府米のカビに関する科学委員会」を設置し、専門的・科学的見地を有する委員に検討いただき、そのアドバイスを受けられる体制を整備している。 ・MA米については、農林水産省が食品の販売事業者であることを強く自覚し、安全のチェック体制を強化。具体的には、科学委員会の助言に基づき、販売直前にすべての袋を開けて、カビの有無を目視確認し、さらに、カビ毒分析を行い、カビ毒が関係法令の基準値以下であるもののみを販売することとした。
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	×	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	○	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	○	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）。	○	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	×	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—	
		第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	○	
	影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にはないか。	×	

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映			